

令和8年2月9日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

| 営業所又は事務所の名称 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------------|----------------|--------------------------|-----------|
| 館林支店 | 群馬県館林市本町2-9-26 | 栃木県足利市通2-12-20（足利支店内） | 令和8年2月16日 |
| 豊橋支店 | 愛知県豊橋市広小路1-39 | 静岡県浜松市中央区鍛冶町332-1（浜松支店内） | 令和8年2月16日 |

（2）変更の理由

営業所の移転のため